

## 概要

被災者に発病した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

被災者は、○会社に平成○年に採用され○部に所属し、新薬の臨床開発業務に従事していた。平成○年○月○日、被災者は自宅で苦しそうにしているところを発見され、○病院に救急搬送されたが、同日、死亡が確認された。死体検案書により「直接死因：心室細動」と検案された。

審査請求人（以下「請求人」という。）は被災者の死亡の原因は、疲労の蓄積や精神的ストレスがあったためとして、監督署長に対し遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は、生前、長期間に及ぶ過重業務や度重なる出張や外勤のストレスを訴えており、また、開発業務という仕事柄、24時間連絡を取れるようにしていなければならない、精神的な拘束があったことは明らかである。したがって監督署長の不支給決定処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 被災者の疾患名等について

○病院の医師が作成した死体検案書等より、被災者の直接の死因は「心室細動」であり、地方労災医員の意見書には、発症した疾患名は「心停止」と判断され、当該疾病は認定基準に示される対象疾病と認められる。

#### (2) 被災者が心停止を発症した前日は、休日のため業務に従事していない。また、発症当日は、出勤前自宅で傷病が発症したものと考えられ、業務関連の異常な出来事には遭遇していないものと判断する。

#### (3) 短期間の過重業務について、被災者の発症前10日間における就労状況は、総労働時間86時間17分で、このうち時間外労働時間は28時間32分である。また、労働時間以外の負荷要因は認められない。また、この間休日が3日間確保されており、労働時間以外に評価出来る負荷要因も特段認められないことから、特に過重な業務に就労したとは判断できない。

#### (4) 長期間の過重業務について、発症前1か月間における時間外労働時間は76時間40分であり、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数は最高で発症前2か月平均の57時間28分である。労働時間以外の負荷要因として、出張が発症前1か月前に日帰りが5回、1泊が1回、発症前2か月前に、日帰りが1回、1泊が3回、2泊が1回認められ、被災者の出張業務にはある程度負荷があったものと認められる。

以上より、被災者の発症前1か月間における時間外労働時間は76時間40分であり、業務と発症との関連が強いとされる100時間には達していない。発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数は最高で、発症前2ヶ月間の57時間28分であり、その後の業務と発症との関連が強まるとされている1か月当たりの平均時間外労働時間である45時間は超えているものの、業務と発症との関連が強いとされる80時間には達していない。労働時間以外の負荷要因として出張業務による一定の過重負荷が認められるものの、これらを総合的に判断すると、特に過重な業務に就労したとは判断できない。

#### (5) 以上のとおり、本件は認定基準における認定要件のいずれにも該当しないものと認められるため、被災者に発症した「心停止」は労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する業務上疾病とは認められない。

### 4 審査官の判断

- (1) 被災者の疾患名は、主治医意見書によれば、「心室細動」とされ、死亡診断書及び地方労災医員の意見書によれば、「心停止（心室細動）」と判断されているので、被災者に発症した疾病は認定基準の対象疾病に該当し、発症日は平成〇年〇月〇日であると認められる。
- (2) 異常な出来事について、発症前日は休日であることから、発症直前から前日までの間において、業務に関連し発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したとは認められない。
- (3) 短期間の過重業務について、被災者の発症前1週間の総労働時間は67時間30分、時間外労働時間は23時間45分となっているが、深夜に及ぶような長時間労働は認められず、特に過重な業務に就労したとは認め難い。また、この期間において労働時間以外の負荷要因は認められない。  
請求人が主張する在宅残業、いわゆる持ち帰り残業については、客観的に評価し得る成果物がないので、負荷要因として評価できない。
- (4) 長期間の過重業務について、被災者の発症前6か月間における時間外労働についてみると、発症前1か月目が76時間40分、2か月平均57時間28分、3か月平均51時間51分、4か月平均50時間51分、5か月平均50時間54分、6か月平均47時間31分であり、業務との関連性が強いと評価できる発症前1か月おおよそ100時間、発症前2か月ないし6か月にわたって、1か月当たりおおよそ80時間を超える時間外労働時間は認められない。  
労働時間以外の負荷要因について、被災者は月平均6回以上の出張をしており、出張の頻度が多いものと評価でき、一定程度の負荷があったものと認められる。なお、出張先への交通手段は、新幹線や飛行機の公共交通機関の利用で、特に問題となる事柄は見当たらない。宿泊を伴う出張も多く見受けられるが、宿泊するか否かは、会社関係者の申述にもあるように、命令によることなく、むしろ自己の裁量によっており、宿泊を伴った場合の終業時刻も深夜に及ぶようなことはなく、ビジネスホテルに宿泊していることから、一般的には、翌日には疲労の回復は図られたものと判断する。  
請求人は被災者は開発業務という仕事柄、24時間関係機関と連絡をとれるようにしていなければならず、精神的な拘束があったと述べているが、請求人が主張する被災者の精神的な拘束は、認定基準にいう精神的緊張を伴う業務とは認め難い。
- (5) 地方労災医員は、「本件での心停止（心室細動）発生と就労との因果関係を考えるに、就労に相当過重が存在したとは考えにくく、因果関係はないと判断するのが妥当と思われる。」と意見を述べている。
- (6) 以上より総合判断すると、出張が多く一定の負荷は認められるものの、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認めることは困難である。  
以上のことから、本件については、業務に関連する異常な出来事、業務による短期間の過重負荷、業務による長期間の過重負荷のいずれも認められず、被災者に発症した虚血性心疾患は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する業務上の疾病とは認められない。  
したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。